

「放送コンテンツ適正取引推進協議会」
における取組の実施状況等について

2018年3月27日

放送コンテンツ適正取引推進協議会

本日のご説明内容

1. これまでの経緯
2. 平成29年度推進計画の実施状況
3. 平成30年度推進計画(案)
4. 推進計画の業界への周知・浸透
5. 今後の取組の方向性

1. これまでの経緯(放送コンテンツ適正取引推進協議会の概要)

1. 目的

協議会は、放送事業者とテレビ番組制作者の各業界団体と関係企業の情報共有を促進することにより、下請法等関係法令および、総務省策定の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の周知・啓発を図ることを目的とする。

2. 活動内容

- (1) 業界全体へのガイドライン等の普及・浸透
- (2) 推進計画の策定
- (3) 研修教材等の開発・提供、説明会の実施
- (4) 業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール調整
- (5) ベストプラクティスの収集・共有
- (6) 推進計画のフォローアップ

3. 構成員会名簿

【学識経験者】

青山学院大学 総合文化政策学部 教授

内山 隆

【放送事業者団体】

一般社団法人 日本民間放送連盟 下請法等適正取引推進部会主査

加藤 浩文

一般社団法人 日本民間放送連盟 下請法等適正取引推進部会副主査

西牟田理奈

日本放送協会 編成局計画管理部専任部長

江口 貴之

一般社団法人 衛星放送協会 倫理委員会委員長

鮫島 慎司

一般社団法人 衛星放送協会 倫理委員会副委員長

山口 純也

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 権利・法令遵守委員会

須田 真司

著作権ワーキンググループ主査

【番組製作会社団体】

一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 理事・メディアセンター長

清水 哲也

一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 メディアセンター執行理事

下温湯 健

一般社団法人 全国地域映像団体協議会 理事長

遠藤 誠

一般社団法人 日本動画協会 理事・著作権委員会委員長

宮下 令文

一般社団法人 日本動画協会 著作権委員会副委員長

笹平 直敬

【オブザーバー】

総務省 情報流通行政局情報通信作品振興課長

豊嶋 基暢

4. 事務局

一般社団法人 日本民間放送連盟

一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟

5. 会合経過

平成29年

6月27日 設立総会

9月19日 第1回構成員会

平成30年

4月6日 第2回構成員会【予定】

1. これまでの経緯(協議会の設立から今後の展望)

現状

- 放送コンテンツ分野における適正取引の推進にあたっては、総務省において「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」が平成21年2月に策定され、普及・啓発を進めている。
- しかし、総務省によるガイドラインフォローアップ調査の回答によれば、「著作権の帰属」に関する事前協議の有無といった事項について、放送事業者と番組製作会社の間で大きな認識の相違があるという結果がみられた。
「著作権の帰属」に関する事前協議をしていない(協議の機会を設けられない)場合があった等と回答した者の割合
⇒放送事業者:14.0%、番組製作会社:42.1%(総務省ガイドラインフォローアップ調査結果(平成28年度))

課題

放送コンテンツの製作取引について、受発注双方が共通の認識を持つことが必要。

協議会の設立

平成29年6月27日 上記の課題の解決に向けて、総務省の情報通信審議会において、民間ベースによる対話・情報共有の場の設置についての提案があり、放送事業者と番組製作会社の双方による「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を設立。

推進計画(平成29年10月10日策定) ※に基づく取組

- ※ いわゆる自主行動計画として、協議会の推進計画を策定。
- ※ 平成30年度においても平成29年度(下半期)の計画を継続予定。

受発注双方が活用できる協議会テキストの策定(平成29年度末(予定))

協議会として研修会を開催(平成30年度前半)

ベストプラクティスの収集(平成30年度中)

受発注双方が活用できるマニュアルについて「活用していきたいと思う」と回答した者の割合
⇒放送事業者:94.9% 番組製作会社:76.4%(総務省ガイドラインフォローアップ調査結果(平成29年度))

今後の取組の方向性

平成30年度後半

推進計画の取組状況に関して、検証・評価を実施(推進計画のフォローアップ)。

具体的な課題の抽出

総務省ガイドラインフォローアップ調査結果(平成30年度)も反映

平成30年度末まで

平成31年度の推進計画において、具体的な課題への対応策を目標設定。

2. 平成29年度推進計画の実施状況

- ◆ 構成団体傘下の事業者等に対し、下請法関係法令や総務省ガイドライン等(以下、ガイドライン等)を普及させるための啓発活動を推進
- ◆ ガイドライン等の周知徹底により、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を向上
- ◆ 推進協議会の構成団体および総務省・中小企業庁など関係省庁が実施する研修会等の開催情報を協議会内で共有し、有効に活用
- ◆ 総務省フォローアップ調査の対象となる構成団体傘下の事業者等に対し、同調査の実施を周知
- ◆ 受注者側・発注者側の双方が活用できる「協議会テキスト」を作成(平成29年度末予定)

<参考> 協議会構成団体における平成29年度の主な取り組み実績

- ◆ 団体内の会合で協議会推進計画等を周知
- ◆ 会員全社に総務省ガイドライン、協議会推進計画等を送付
- ◆ 総務省ガイドラインのフォローアップ調査実施、調査結果の周知に協力
- ◆ 各地域ごとに勉強会・講習会を開催
- ◆ 会員各社ごとに「下請法等責任者」を選定、情報共有の連絡窓口として活用
- ◆ 平成29年度に「下請法等責任者会議」を初めて開催
- ◆ 団体内の「下請法マニュアル」を改訂し、会員社に再周知
- ◆ 「著作権研修会」で下請法関係を講義
- ◆ 公的な下請法関係研修会に参加



協議会の活動を通じて構成団体の活動が活性化

3. 平成30年度推進計画(案) ※4月6日会合で決定予定

⇒平成29年度推進計画(下期策定)を1.5か年計画として基本的に継続

(1)業界全体への普及促進策の浸透に向けた取組み

(取組み事項)

- 構成団体傘下の事業者等の全体で法令やガイドライン等を普及させるための啓発活動を推進する。
 - ▶ 協議会には放送事業者、番組製作会社、双方の主要な団体が参加しています。そのメリットを生かし、下請法や独占禁止法などの関係法令と、総務省の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を構成団体傘下の事業者等の全体に普及させるための活動を行います。
- ガイドライン等の周知徹底により、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図る。
 - ▶ ガイドライン等が遵守され、適切に履行されるためには、放送事業者と番組製作会社の双方で、それらの内容についての認知や認識がそろい、実務の均一化が図られることが重要です。協議会の各構成団体では、そうした認識のもとで傘下の事業者等にガイドライン等の周知を図ってまいります。
- 構成団体傘下の事業者等ではない総務省フォローアップ調査の対象事業者に対しても広く同調査を周知し、回答率の向上を図る。
 - ▶ 毎年度実施される総務省のフォローアップ調査の結果は、放送事業者、番組製作会社の双方にとって、それぞれの業界内でのガイドライン等の認知度や法令等の遵守、履行の状況が的確に把握できる、有用な情報といえます。
 - ▶ その一方で、仮に、各事業者が調査への回答を行う際に、ガイドライン等の内容を正しく理解しておらず、設問に対して正確に回答できない場合には、回答の精度が確保できず、調査の信頼も損なわれかねないことにも繋がります。そのためにも、ガイドライン等の内容を周知徹底することにより、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図ることが重要です。
 - ▶ また、構成団体傘下の事業者等ではない総務省フォローアップ調査の対象事業者に対しても広く同調査を周知し、回答率の向上を図ることで、幅広く番組製作会社の実態が把握できるとともに、より実態に即した調査となることが期待されます。

(1) 業界全体への普及促進策の浸透に向けた取組み <続き>

(研修会の開催)

- 前記の事項を達成することを目的に、東京、大阪での研修会開催を準備する。
- 研修会を地方で開催するため所要の準備を行う。
 - 業界全体への普及促進策の浸透に向けて、協議会として研修会の開催について準備を進めてまいります。地方での開催も計画していきます。

(ガイドライン等の普及、啓発)

- 業界全体への効果的な普及、啓発のためのツール作成を検討する。
 - 上記の活動を浸透させていくためには、協議会の取組みについて取引現場の実務担当者の方々に関心を持っていただくことが重要です。ガイドライン等と協議会の認知を上げていくためのツール開発も、協議会の重要な活動と考えています。

(2) 研修教材等の開発・提供、説明会の実施

(「協議会テキスト」の作成・頒布)

- 構成団体が作成している既存のテキストをもとに、本協議会ならではの簡便で親しみやすい内容のテキストを作成・頒布し、研修会・説明会等の教材として活用する。
 - 協議会では、構成団体傘下の事業者等の全体にガイドライン等を普及させるための啓発活動を推進し、放送事業者と番組製作会社の双方で、それらの内容についての認知や認識がそろい、実務の均一化が図ることを重要な取り組みと位置付けています。そのためには、相互理解の増進にポイントを置いた協議会ならではの簡便で親しみやすい内容のテキストを作成・頒布し、受発注双方の現場で使用するとともに、研修会や説明会の教材として活用していく予定です。

(3) 業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール共有

- 構成団体、総務省、公正取引委員会、中小企業庁が主催する研修会等のスケジュールを把握し、整理したうえで、本協議会の研修会を適切な時期に開催するとともに、構成団体傘下の関係者に対して、各研修会の年間を通じての開催情報を提供し、参加機会の向上に資する。(前記(1)および(2)参照)。
 - 下請法や独占禁止法等に関する研修会や説明会は、協議会の構成団体をはじめ、関係省庁なども含めて、さまざまな機関で実施されています。外部機関が実施している研修会等では、内容が必ずしも情報成果物作成委託や番組製作に関わる役務提供委託に特化されたものではないものが多いことや、開催時期や開催場所がワンストップで情報収集できないことなどから、日常の業務が多忙なスタッフにとっては、事前の日程調整が難しいなどの面がありました。協議会では各機関の研修会等の開催スケジュールを情報提供し、より希望者が参加しやすい環境を整備してまいります。

(4) ベストプラクティスの収集・共有

- 総務省フォローアップ調査の結果にみられる下請法の取引の現状に対する放送事業者側と番組製作者側の意識と回答数値の差の所以を探り、相互理解を深化させ、適正取引の一層の推進を図る。
- 放送事業者側と番組製作者側の双方におけるベストプラクティスを収集する。
 - 総務省のフォローアップ調査の結果は、放送事業者、番組製作会社の双方にとって、それぞれの業界内でのガイドライン等の認知度や法令等の遵守、履行の状況が的確に把握できる有用な情報ですが、それも、実態に即した回答がなされてこそのことといえます。そのためにも、ガイドライン等の周知徹底により、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図ることが重要です。また併せて、総務省フォローアップ調査の結果にみられる下請法の取引の現状に対する放送事業者側と番組製作者側の意識と回答数値の差の所以を探り、協議会においても忌憚のない意思疎通が行われることで、いっそうの相互理解の深化と適正取引の推進が期待されます。

(5) 推進計画のフォローアップ

- 推進計画の実施後、適宜フォローアップを行う。
 - 協議会では以上の取り組みについて、準備の整ったものから順次進めることとし、次年度以降、適宜フォローアップを行って参ります。

4. 推進計画の業界への周知・浸透

⇒ 構成団体のホームページで協議会推進計画を広く公開

ATP 一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟 English Page

最新情報 ATPとは ATP賞 海外展開 就活支援 人材育成 製作会社の権利 会員社ログイン

製作会社の権利

ホーム > 製作会社の権利 > 放送コンテンツ適正取引推進協議会

放送コンテンツ適正取引推進協議会

2017年6月27日「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を設立し、日本民間放送連盟と全日本テレビ番組製作社連盟が共同事務局となっています。

協議会の目的、活動内容、今後の取組など詳細については、下記より参照ください。

平成29年度 放送コンテンツ適正取引推進協議会 推進計画 他

製作会社の権利

- ATPの主張
- メディア委員会
- 放送コンテンツ適正取引推進協議会
- 取引相談@ATP

ATPとは 理事長挨拶 基本情報 役員・組織 情報公開 会員社 アクセス

ATP賞 ATP賞テレビグランプリ 募集要項 関西ATP賞 募集要項 海外展開 Tokyo Docs

就活支援 テレビクリエイターズフェス テレビ番組製作セミナー インターンシップ 会員社採用情報

人材育成 若手映画プロジェクト 新人研修セミナー 専門領域セミナー

製作会社の権利 ATPの主張 メディア委員会

会員社ログイン 会員社ログイン 更新情報 最新情報 / 活動報告 Facebook

<ATP>

JBA 一般社団法人 日本民間放送連盟 The Japan Commercial Broadcasters Association

MEMBER'S ROOM > サイトマップ お問い合わせ ENGLISH PAGE サイト内検索

よりよい放送のために 民間放送とは 関連資料・データ 報道発表 民放連について

よりよい放送のために

トップページ > よりよい放送のために > 放送コンテンツ適正取引推進協議会

放送コンテンツ適正取引推進協議会

日本民間放送連盟、日本放送協会、衛星放送協会、日本ケーブルテレビ連盟、全日本テレビ番組製作社連盟、全国地域映像団体協議会、日本動画協会は、放送事業者側、番組制作者側それぞれの主要団体として、民間主体の対話・情報共有の場が必要との共通認識のもと、学識経験者の参加と総務省の支援を得て、2017年6月に「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を設立しました。

協議会は、「推進計画」に沿って、発注側と受注側の双方の構成団体が力を合わせて、下請法等関係法令および、総務省策定の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」等について、業界全体への浸透に向けた取り組みを進めてまいります。

- 平成29年度 放送コンテンツ適正取引推進協議会 推進計画ほか

- 放送の役割とは
- 放送倫理
- 取材と報道
- 災害放送
- 反社会勢力の排除
- メディアリテラシーの取り組み
- 子ども向けコンテンツ
- 視覚障害者向け放送
- 番組制作委託取引

リンクについて

Copyright JBA(The Japan Commercial Broadcasters Association) all rights reserved.

<民放連>

5. 今後の取組の方向性

- 平成30年度は「協議会テキスト」を活用し、協議会主催研修会の開催、ベストプラクティスの収集、推進計画のフォローアップなどに取り組んでまいります。
- 協議会は、発注側と受注側の双方の主要団体が参加して民間主体の継続的な取り組みを行おうとするものです。総務省ガイドラインのフォローアップ調査においても、協議会の取り組みに高い期待が寄せられています。当事者が一堂に会し、継続的に課題や情報を共有し、議論・検討を行う場として、適正取引の推進に向けた取り組みを実施してまいります。
- こうした取り組みを進めることで、さらなる相互理解を深め、放送コンテンツの二次利用の推進、放送業界全体の発展に努めてまいります。